

会員各位

AV出演被害防止・救済法による

契約の任意解除があった際の対応について

一般社団法人 日本プロダクション協会
代表理事 杉本 隆道

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。日頃より当協会の運営にご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、AV出演被害防止・救済法が施行され、約1年が経とうとしています。適正AV業界では、適正AVの自主規制ルールに加えて同法に遵従した運用を行なっており、当協会会員の適正AVプロダクションの皆様におかれましては、高い遵法精神とモラルに則った運営をされていることと存じます。

今回、同法による契約の任意解除が出演者より申請された場合、どのような対応を取ると良いのかという問い合わせが会員からございました。理事会にて、どのような対応が妥当であるかで話し合いました結果、当協会の方針としては下記のとおりとすることにしました。

記

出演者より契約の任意解除をしたいという申し出があった場合は、契約書をご準備された上、契約を締結したメーカーに連絡を入れるよう促してください。

なお、その際に、契約の任意解除を阻害するような言葉、行為、態度等は一切取ってははいけません。契約の任意解除は法律で認められた出演者の権利であり、その権利の行使を妨げることは同法に違反します。

なお、任意解除をしたいと思った理由を聞くことそれ自体は、阻害行為には当たりません。ただし、解除を阻害しているとの誤解を生じさせないために、理由を聞く場合には「差し支えなければ」「今後の参考のため」といったような文言を添えると親切かと存じます。

以上